

令和8年度 江戸川区立小岩第五中学校 人権教育全体計画

人権に関する法令等

- ・日本国憲法
- ・教育基本法
- ・学習指導要領
- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- ・人権教育・啓発に関する基本計画
- ・東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例
- ・東京都人権施策推進指針
- ・東京都教育委員会の教育目標及び基本方針
- ・江戸川区教育委員会の教育目標・基本方針
- ・人権教育の指導方法等の在り方について
- ・児童の権利に関する条約
- ・江戸川区子どもの権利条例
- ・江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例 等

学校の教育目標

- ・健やかな人
- ・知性に富む人
- ・心豊かな人
- ・勤労を尊ぶ人

目標策定の方針

(生徒の実態)素直で、いじめなどの人権問題に対する意識はあるが、人権問題解決のために具体的な行動を起こす生徒は少ない。
(保護者の願い)生徒の学力の向上と思いやりの心の育成、生徒が安全に安心して通える環境づくりを求めている。
(地域の願い)地域に愛され貢献し、地域の中の学校として信頼される学校づくりを求めている。

人権教育の目標

あらゆる差別や偏見をなくし、思いやりの心を育て、他と関わる力を伸ばす。

目指す児童・生徒像

- ・自他の生命や人権を尊重する思いやりの心を持ち、望ましい人間関係を築く生徒
- ・自ら考え、望ましい行動をとるための判断ができる生徒

人権教育に関する指導の実態把握

日々の教育活動に加え、人権講座等を要として、人権尊重の精神を育てている。

人権教育を通じて育てたい資質・能力 (知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面)

- 【知】人権の発展・侵害等に関する歴史や現状に対する正確な知識
- 【態】多様性に対する開かれた心と肯定的評価
- 【技】傾聴や自己表現等を可能にするコミュニケーション技能

普遍的な視点からの取組と個別的な視点からの取組

普遍的視点

- 人権の歴史・現状についての学習
- 多様性を肯定し、自らも肯定する学習
- 円滑なコミュニケーション能力を高める学習

個別的視点

- 障がい者について理解を深める共生学習
- 子どもの権利(いじめ・虐待防止等)の学習

学年・学級経営

- 人権尊重の精神を育む学年・学級目標を設定し、意図的・計画的にその達成に努める。
- 一人一人の可能性を伸ばし、学校の一員としての所属感を味わえるように、特別活動を行う。
- 学校内の人権上の課題解決を生徒とともに図り、望ましい人間関係を育成する。
- 言語環境の適正化を図るとともに、教室などの教育環境を整備する。
- 家庭・地域・関係諸機関と適切に連携・協力し、一致団結して生徒の育成にあたる。

日常的な指導

- 規範意識や自己肯定感の向上を図る指導
- 言語環境を適正に整える指導
- いじめなどの人権侵害を防止し、早期発見・早期解決を目指す指導

教科等の指導

- 人権尊重の精神の育成を意図した年間指導計画の作成と実践、評価、改善
- 学習規律、学習内容、学習形態、学習集団の工夫

人権教育の年間指導計画作成のための方針

- 普遍的な視点の3施策と個別的な視点の2施策を指導計画の中に計画的に配置する。
- 実施に際しては、生徒が主体的に参加できる交流活動や体験活動を積極的に取り入れる。
- 語り合い、学び合うことの大切さや楽しさを実感できる授業展開になるよう工夫する。
- 自分の思いや考えを共有し、互いに共感し合う機会や場を適切に設ける。
- 一過性の指導にならぬよう、指導の定着度を評価し、その状態を計画に反映させる。

教職員の研修

- 東京都教育委員会、江戸川区教育委員会主催の研修会の内容を校内研修に生かす。

校種間の連携

- 必要な時に円滑なコミュニケーションを行う。

家庭・地域との連携

- 定期的な外部評価
- 日常的な連絡活動
- 学校便りやHPの活用